都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類ともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
54	54	49	33	17	38	35	25	40	1	5	20	20	0	2	50	0	2	2	23	9	25	0	0	0	0	3	3	19	2	34	44	9	6	6
千葉県	千葉市	○	○			○		○			○	・入学通知書に就学援助制度について記載 ・児童扶養手当認定時に就学援助制度の案内を配付 ・各区役所窓口に就学援助制度の書類を配来			○				○											○	○	○		
千葉県	銚子市	○	○			○									○				○														○	児童扶養手当担当課に児童扶養手当支給申請者に対し、就学援助制度のチラシの配布依頼
千葉県	市川市	○	○		○		○	○			○	2学期中に学校で就学援助制度の書類を配布。児童扶養手当所管課で就学援助制度の案内を配布。			○							○								○	○	○		
千葉県	船橋市	○	○				○	○			○	学校から保護者へのメール配信、デジタルサイネージ、SNS（X）			○				○											○	○	○	○	家庭児童相談室や生活支援課等に就学援助の制度説明を行い、申請のフォローを促している。
千葉県	館山市	○	○	○		○	○	○			○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封			○						○													
千葉県	木更津市	○			○		○	○							○				○											○	○			
千葉県	松戸市	○	○		○		○	○						○						○										○	○	○		
千葉県	野田市	○			○		○	○							○						○									○	○	○		
千葉県	茂原市	○			○	○		○							○						○										○			
千葉県	成田市	○	○	○	○	○		○							○				○							○	入学準備学用品費（入学前支給）については、入学予定校のほか教育委員会でも受付可能としている。			○		○		
千葉県	佐倉市	○	○		○	○		○							○				○											○	○	○		
千葉県	東金市	○	○		○	○	○	○							○						○							○		○	○			
千葉県	旭市	○	○	○	○		○	○							○						○							○		○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し，各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず，全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず，全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず，全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助限度額を記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
54	54	49	33	17	38	35	25	40	1	5	20	20	0	2	50	0	2	2	23	9	25	0	0	0	0	3	3	19	2	34	44	9	6	6
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○		○		○	○	学校から保護者に配付する学校だよりに掲載			○				○											○	○		○	転入者に対し、就学援助制度の案内を配布している。
千葉県	柏市	○	○	○	○		○	○							○					○								○		○	○	○		
千葉県	勝浦市	○						○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている			○						○									○	○		○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている
千葉県	市原市	○		○	○	○	○	○		○					○						○							○	○	○	○			
千葉県	流山市	○	○	○	○		○	○							○				○								○	市内在住の児童・生徒で国立・県立・私立学校に在学中の場合、もしくは公立学校の在学は、希望者が教育委員会に提出。			○	○			
千葉県	八千代市	○	○		○	○	○	○			○	「学校だより」に案内を掲載するよう学校に依頼している					○	随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請日を基準に援助		○								○	○	○	○			
千葉県	我孫子市	○			○	○	○	○							○				○											○	○			
千葉県	鴨川市	○	○			○					○	在校生に対し，年１回「就学援助制度のお知らせ」のチラシを配付している。			○				○									○			○			
千葉県	鎌ヶ谷市	○			○		○	○			○	福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにお知らせを掲載している。 必要に応じて窓口で案内している。			○				○									○		○	○			
千葉県	君津市	○			○	○	○	○							○				○												○			
千葉県	富津市	○	○				○								○				○												○			
千葉県	浦安市	○	○	○		○	○	○							○						○							○		○	○	○		
千葉県	四街道市	○	○		○	○	○	○							○				○									○		○	○			

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
54	54	49	33	17	38	35	25	40	1	5	20	20	0	2	50	0	2	2	23	9	25	0	0	0	0	3	3	19	2	34	44	9	6	6
千葉県	柏ケ浦市	○	○		○	○	○	○							○				○	○										○	○			
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○							○				○							○	（小学校就学予定者に限り）　入学準備金（新入学用品費の入学前支給）に係る申請のみ、申請を希望する者が教育委員会に提出			○			○	英語の申請書記載例・申請案内を作成
千葉県	印西市	○			○	○		○			○	学期ごとに就学援助費制度の案内をスクールメールで保護者に配信			○				○											○	○			
千葉県	白井市		○					○			○	・12月に入学通知書を発送する際に、制度案内文を同封している。 ・白井市役所公式ホームページで制度を掲載。			○					○											○			
千葉県	富里市	○	○	○	○	○		○		○					○				○											○	○			
千葉県	南房総市	○	○	○		○		○							○				○									○		○	○			
千葉県	匝瑳市	○		○				○			○	入学通知書の郵送時に案内を同封			○						○									○	○		○	児童扶養手当担当課で、離婚等により申請に来庁した児童生徒の保護者に対して就学援助制度の案内を配布し周知を図っている。
千葉県	香取市		○	○	○	○		○							○				○											○				
千葉県	山武市	○			○						○	保護者向け一斉配信メールでお知らせ			○						○							○		○	○			
千葉県	いすみ市	○			○	○									○						○							○						
千葉県	大網白里市	○		○	○	○					○	各学校の学校だよりに掲載。市発行の子育てサポートブック（担当：子育て支援課）に掲載			○						○							○		○	○			
千葉県	酒々井町	○		○	○	○					○	各小・中学校の「学校だより」へ掲載			○					○								○						
千葉県	栄町	○	○		○	○		○		○					○						○													

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																														
		１．就学援助制度の周知方法																														
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
54	54	49	33	17	38	35	25	40	1	5	20	20	0	2	50	0	2	2	23	9	25	0	0	0	0	3	3	19	2	34	44	9	6	6
千葉県	神崎町	○	○	○		○		○	○					○					○	○	○							○			○			
千葉県	多古町	○			○	○		○		○					○						○									○	○			
千葉県	東庄町	○			○	○		○							○						○										○			
千葉県	九十九里町	○	○		○	○					○	学校だよりに制度を掲載			○					○										○	○			
千葉県	芝山町				○	○				○	○	保護者宛て文書の送付			○						○										○			
千葉県	横芝光町	○			○	○	○	○							○				○									○			○			
千葉県	一宮町	○			○		○	○							○						○									○	○			
千葉県	睦沢町	○					○				○	教育委員会から保護者へのメール連絡網「マチコミ」にて周知			○						○										○			
千葉県	長生村	○	○		○	○		○							○					○								○			○			
千葉県	白子町	○	○				○	○							○				○									○			○			
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○									○						○													
千葉県	長南町	○	○			○	○								○						○									○	○			
千葉県	大多喜町		○		○			○							○						○									○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																	
		１．就学援助制度の周知方法																																	
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
54	54	49	33	17	38	35	25	40	1	5	20	20	0	2	50	0	2	2	23	9	25	0	0	0	0	3	3	19	2	34	44	9	6	6
千葉県	御宿町	○			○						○	相談があった場合、学校又は教育委員会で制度案内					○	年度当初に申請締め切りを設定し、締切りを過ぎた申請の場合は、申請月や認定月以降から援助			○										○			
千葉県	鋸南町		○			○					○	幼稚園保護者対象の説明会にて案内を配付			○						○							○						

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	0	0	3	10	16	22	1	32	23	11	40	25	4	4	1	2	7	7	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	千葉市	○							○											○		○	○		○		○												
千葉県	銚子市	○							○									○					○		○														
千葉県	市川市	○							○										○			○	○		○		○												
千葉県	船橋市	○							○									○				○	○			○													
千葉県	館山市	○							○											○		○	○	○		○					○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封	①10月（ウェブサイト・就学時健診通知），１２月（広報誌），１月（入学前説明会）　②１月末日　③３月中旬						
千葉県	木更津市	○							○											○					○													
千葉県	松戸市	○							○										○			○			○														
千葉県	野田市	○							○										○			○			○														
千葉県	茂原市	○							○											○					○	○													
千葉県	成田市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	佐倉市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	東金市	○							○											○					○	○		○											
千葉県	旭市	○							○										○			○	○	○	○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	0	0	3	10	16	22	1	32	23	11	40	25	4	4	1	2	7	7	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	習志野市	○							○											○		○	○		○	○													
千葉県	柏市	○							○										○			○	○	○	○														
千葉県	勝浦市	○							○										○			○					○	○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている							
千葉県	市原市	○							○										○						○	○													
千葉県	流山市	○							○									○				○	○		○														
千葉県	八千代市	○							○										○						○	○					○	就学児健康診断時に書類を配布し，学校の入学説明会にて説明を実施							
千葉県	我孫子市	○							○										○			○	○		○	○													
千葉県	鴨川市	○							○											○						○	○													
千葉県	鎌ヶ谷市	○							○									○							○														
千葉県	君津市	○							○									○				○			○	○													
千葉県	富津市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断通知の際に案内を同封							
千葉県	浦安市	○							○									○				○		○															
千葉県	四街道市	○							○										○			○	○		○														

都道府県	市区町村名	２．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	0	0	3	10	16	22	1	32	23	11	40	25	4	4	1	2	7	7	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	柏ケ浦市	○							○									○				○	○		○	○		○												
千葉県	八街市	○							○										○			○		○	○															
千葉県	印西市	○							○											○					○	○														
千葉県	白井市	○							○											○			○					○			○	・12月に入学通知書を発送する際に、制度案内文を同封している。 ・白井市役所公式ホームページで制度を掲載。								
千葉県	富里市	○							○											○		○		○	○	○													
千葉県	南房総市	○							○										○			○	○	○		○													
千葉県	匝瑳市	○							○										○			○									○	入学通知書の郵送時に案内を同封							
千葉県	香取市	○							○									○					○		○														
千葉県	山武市	○							○										○			○			○														
千葉県	いすみ市	○							○											○		○			○														
千葉県	大網白里市	○							○											○		○			○														
千葉県	酒々井町	○							○								○								○	○													
千葉県	栄町	○							○											○		○	○	○	○	○													

都道府県	市区町村名	２．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	0	0	3	10	16	22	1	32	23	11	40	25	4	4	1	2	7	7	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	神崎町	○							○											○		○	○	○		○			○											
千葉県	多古町	○							○								○					○			○	○														
千葉県	東庄町	○							○											○					○	○														
千葉県	九十九里町	○							○											○		○	○		○															
千葉県	芝山町	○							○											○					○	○				○	○	保護者宛て通知を郵送							
千葉県	横芝光町	○							○									○				○			○	○														
千葉県	一宮町	○							○										○						○															
千葉県	睦沢町	○							○				○									○								○			①前年の1月頃　②2月末　③3月中							
千葉県	長生村	○							○											○			○		○	○														
千葉県	白子町	○							○												○					○														
千葉県	長柄町	○							○									○						○	○	○														
千葉県	長南町	○							○										○					○		○														
千葉県	大多喜町	○							○								○						○		○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	0	0	3	10	16	22	1	32	23	11	40	25	4	4	1	2	7	7	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	御宿町	○							○											○					○															
千葉県	鋸南町						○	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。																																	

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）のカの内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	千葉市	○							○											○								
千葉県	銚子市	○							○											○								
千葉県	市川市	○							○											○								
千葉県	船橋市	○							○											○								
千葉県	館山市	○							○											○								
千葉県	木更津市	○							○											○								
千葉県	松戸市	○							○										○									
千葉県	野田市	○							○										○									
千葉県	茂原市	○							○										○									
千葉県	成田市	○							○											○								
千葉県	佐倉市	○							○											○								
千葉県	東金市	○							○											○								
千葉県	旭市	○							○										○									

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	習志野市	○							○											○								
千葉県	柏市	○							○						○													
千葉県	勝浦市	○							○										○									
千葉県	市原市	○							○										○									
千葉県	流山市	○							○								○											
千葉県	八千代市	○							○										○									
千葉県	我孫子市	○							○											○								
千葉県	鴨川市	○							○											○								
千葉県	鎌ヶ谷市	○							○											○								
千葉県	君津市	○							○									○										
千葉県	富津市	○							○											○								
千葉県	浦安市	○							○									○										
千葉県	四街道市	○							○										○									

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）のカの内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	柏ケ浦市	○							○									○										
千葉県	八街市	○							○										○									
千葉県	印西市	○							○											○								
千葉県	白井市	○							○											○								
千葉県	富里市	○							○											○								
千葉県	南房総市	○							○										○									
千葉県	匠瑳市	○							○									○										
千葉県	香取市	○							○									○										
千葉県	山武市	○							○										○									
千葉県	いすみ市	○							○											○								
千葉県	大網白里市	○							○											○								
千葉県	酒々井町	○							○								○											
千葉県	栄町	○							○											○								

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	神崎町	○							○											○								
千葉県	多古町	○							○								○											
千葉県	東庄町	○							○											○								
千葉県	九十九里町	○							○											○								
千葉県	芝山町	○							○											○								
千葉県	横芝光町	○							○									○										
千葉県	一宮町	○							○										○									
千葉県	睦沢町	○							○				○															
千葉県	長生村	○							○											○								
千葉県	白子町	○							○									○										
千葉県	長柄町	○							○									○										
千葉県	長南町	○							○										○									
千葉県	大多喜町	○							○								○											

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
54	54	53	0	0	0	0	1	1	53	0	0	0	1	0	1	0	4	8	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	御宿町	○							○											○								
千葉県	鋸南町						○	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。																				

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
54	54	36	36	32	32	34	40	15	6	29	33	15	8	14	23	26	18	7	0	16	9	49	0	9	3	54
千葉県	千葉市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1			質問（3）のク、サ～ス、タについては、ク、サ～スのいずれかに該当し、かつタに該当する場合に認定しています。 また、テについては、一定の配慮をした上で、タに該当する場合に認定しています。	0
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		2				0
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○		1			市川市教育委員会がこれに準ずる者であると認める者を含む。	0
千葉県	船橋市						○										○			○		2				0
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1		市町村民税が均等割のみの者，雇用保険が支給されている者，その他教育委員会が必要と認めた者		0
千葉県	木更津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1				0
千葉県	野田市						○										○					2				0
千葉県	茂原市															○						1				0
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○	○	2		質問（3）のアから力、ケからサ、ス・セ・テのいずれかに該当するもの（被保護者を除く）であり，かつ、生活保護基準の1.5倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した基準により判断。なお、生活保護基準は、平成25年8月の改正以前の基準により審査。基準根拠については、世帯員の所得の合計額並びに義務費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。基準額の時期については、4月から3月までの認定に当たっては前年度を原則として、収入額等に変化があるときは当該年の見込額とする。		0
千葉県	佐倉市															○						1				0
千葉県	東金市	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○				○		1				0
千葉県	旭市	○	○	○		○	○	○		○					○	○				○		1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
54	54	36	36	32	32	34	40	15	6	29	33	15	8	14	23	26	18	7	0	16	9	49	0	9	3	54
千葉県	習志野市	○	○				○										○					1				0
千葉県	柏市	○		○	○	○	○			○	○					○				○		2				0
千葉県	勝浦市															○					○	1		児童生徒と生計を一にする同一世帯員の前年１月から１２月までの間の総所得金額が認定審査時の収入と著しく異なる場合は、認定時の収入を勘案。		0
千葉県	市原市															○						1				0
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0
千葉県	八千代市																				○			H25.8以前の生活保護基準を採用し、世帯の合計所得が基準の1.3倍未満の世帯を対象としている。 但し、児童扶養手当を受給している世帯については2.0倍未満の世帯を対象としている。		0
千葉県	我孫子市	○	○				○					○					○			○		2				0
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			保護者と面談を実施し、家庭状況や世帯の収入などから総合的に判断し、認定をしている。		0
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1				0
千葉県	富津市																	○				2				0
千葉県	浦安市						○										○					1				0
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					2				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに〇）																				（2） （1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、給食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.9倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
54	54	36	36	32	32	34	40	15	6	29	33	15	8	14	23	26	18	7	0	16	9	49	0	9	3	54
千葉県	柏ケ浦市	○	○	○	○	○				○	○					○						2				0
千葉県	八街市															○						2				0
千葉県	印西市															○				○		1				0
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			失業や病気、災害などの特別な事情により、経済的に困窮している。		0
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○					2				0
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○				○		1				0
千葉県	香取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						2				0
千葉県	山武市		○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0
千葉県	いすみ市																	○				1				0
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
千葉県	酒々井町															○						1				0
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
54	54	36	36	32	32	34	40	15	6	29	33	15	8	14	23	26	18	7	0	16	9	49	0	9	3	54
千葉県	神崎町	○	○		○	○	○				○	○				○				○		2				0
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○				○	○				○	○			○	○	2		失業等により生活が困窮していると認められる者。		0
千葉県	東庄町	○	○	○	○	○	○				○	○		○			○					2				0
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○				○	1		失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者		0
千葉県	芝山町	○	○	○		○	○				○	○		○												0
千葉県	横芝光町		○				○																			0
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1				0
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○					2				0
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○		○		1				0
千葉県	白子町															○						1				0
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				○	1		要綱に定める認定基準に準ずる経済的事情として、教育委員会が特に就学援助が必要であると認める者	親権を行う者のいないとき	0
千葉県	長南町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0
千葉県	大多喜町															○						1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照しているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍				令和６年度
54	54	36	36	32	32	34	40	15	6	29	33	15	8	14	23	26	18	7	0	16	9	49	0	9	3		54
千葉県	御宿町																	○				1					0
千葉県	鋸南町	○					○									○						2					0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	2	26	25	25	1	1	1	0	0	0	17	54	45	45	8	8	8	1	1	0	3	17	3	3	13	13	13	1	1	0	4	16	1	1	10	10	10	4	4	2	8	10
千葉県	千葉市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	23,467								○	○	3,536																														・通学用品費は、２年生以上に支給しています。
千葉県	銚子市	○						○	12,390			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	29,000																○						○	15,000			・令和７年度予算計上単価で記入
千葉県	市川市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	28,326							○			○	11,000	10,446																
千葉県	船橋市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	36,880								○	○	26,919							○			○	11,000	10,066																
千葉県	館山市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							支給実績無	○	○	26,499																○			○	15,000	0				支給実績無	
千葉県	木更津市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	25,726																												
千葉県	松戸市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	11,220								○	○	27,680																												
千葉県	野田市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	21,754																												
千葉県	茂原市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	28,268							○			○	11,000	11,000					○			○	15,000	0				実績なし	
千葉県	成田市	○			○	11,630	11,630				「学用品費」と「通学用品費」を合算した額を「学用品費・通学用品費」として支給。	○						○	57,060		令和7年度予算に計上した単価	○	○	0							実績なし	○	○	22,690								令和7年度予算に計上した単価	○			○	11,000	11,000				令和7年度予算に計上した単価	○			○	15,000	15,000				令和7年度予算に計上した単価	
千葉県	佐倉市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	28,426							○			○	11,000	10,280					○			○	15,000	13,199					
千葉県	東金市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	26,848																												
千葉県	旭市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	29,614							○						○	11,000			○			○	15,000	13,854					【通学費】現地花屋がいないため支給なし。【エンライン学習通信費】上限額を支給し、超過は１世帯につき年１回（10～中学生の生徒のうち最高学年のうちの数子で支給）

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	2
千葉県	習志野市	○						○	11,630		通学用品費に含算	○						○	57,060		
千葉県	柏市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	勝浦市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	市原市	○						○	11,640			○						○	51,110		
千葉県	流山市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	八千代市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	我孫子市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	鴨川市	○						○	11,630		通学用品費にまとめて支給	○						○	57,060		
千葉県	鎌ケ谷市	○			○	11,630	11,360					○						○	57,030		
千葉県	君津市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	富津市	○						○	11,630		令和7年度から新入学児童生徒学用品費等に合算して支給	○						○	57,060		令和7年度から学用品費に合算して支給
千葉県	浦安市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	四街道市	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	26	25	25	1	1	1	0	0	0	17	54	45	45	8	8	8	1	1	0	3
千葉県	習志野市	○	○	0							実績なし	○	○	25,230							
千葉県	柏市											○	○	24,303							
千葉県	勝浦市	○	○	16,210								○	○	30,569							
千葉県	市原市	○	○	16,280								○			○	21,580	21,429				
千葉県	流山市											○	○	24,571							
千葉県	八千代市	○	○	10,000							行予算単価	○	○	32,000							行予算単価
千葉県	我孫子市											○	○	27,685							
千葉県	鴨川市											○	○	27,216							
千葉県	鎌ケ谷市											○	○	28,363							
千葉県	君津市	○	○	0							実績なし	○	○	24,861							
千葉県	富津市	○	○	0							令和7年度から学用品費に合算して支給	○			○	22,690	21,931				
千葉県	浦安市											○	○	24,000							
千葉県	四街道市											○	○	27,980							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
54	54	17	3	3	13	13	13	1	1	0	4	16	1	1	10	10	10	4	4	2	8	10
千葉県	習志野市											○						○	15,000		1世帯15,000円	通学費、給食費徴収(現金徴収)するのは、授業日の設定日を迎える日の前月末日(実績)までに...
千葉県	柏市																					
千葉県	勝浦市																					
千葉県	市原市																					
千葉県	流山市																			○	就学援助とは別に教育委員会内のICT担当課にて補助事業を実施	
千葉県	八千代市																					学校給食費以外の平均支給額は行予算単価
千葉県	我孫子市																					
千葉県	鴨川市																					
千葉県	鎌ケ谷市																					
千葉県	君津市																					
千葉県	富津市																					
千葉県	浦安市	○	○	9,600																		
千葉県	四街道市																					

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	2
千葉県	柏ケ浦市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	八街市	○						○	11,630			○						○	54,060		
千葉県	印西市	○			○	11,630	9,742				学用品費と通学用品費は合算で上限額（11,500円）を設定	○			○	57,060	57,021				
千葉県	白井市	○			○	11,630	11,630				通学用品費とまとめて支給。令和７年度予算に計上した単価	○						○	57,060		
千葉県	富里市	○			○	11,630	11,047					○			○	57,060	56,956				
千葉県	南房総市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	匝瑳市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	香取市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	山武市	○						○	11,630			○						○	54,060		
千葉県	いすみ市	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	大網白里市	○						○	11,630		通学用品費とまとめて支給	○						○	57,060		
千葉県	酒々井町	○						○	11,630			○						○	57,060		
千葉県	栄町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	26	25	25	1	1	1	0	0	0	17	54	45	45	8	8	8	1	1	0	3
千葉県	柏ケ浦市											○	○	26,611							
千葉県	八街市											○			○	22,690	22,376				
千葉県	印西市	○	○	0							実績なし。	○	○	24,218							
千葉県	白井市	○	○	0							実績なし。	○	○	26,074							
千葉県	富里市	○	○	28,754								○	○	25,213							
千葉県	南房総市	○			○	40,020	0				実績なし	○			○	22,690	22,690				
千葉県	匝瑳市	○	○	0							実績なし	○	○	30,116							
千葉県	香取市											○	○	29,655							
千葉県	山武市											○	○	26,831							
千葉県	いすみ市	○	○	0							代替品(以上の場合実費相当を支給)。市町名年度は設定なし。	○	○	28,060							
千葉県	大網白里市											○	○	25,859							
千葉県	酒々井町	○	○	0							実績なし	○	○	20,931							
千葉県	栄町											○	○	22,781							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
54	54	17	3	3	13	13	13	1	1	0	4	16	1	1	10	10	10	4	4	2	8	10
千葉県	柏ケ浦市																					
千葉県	八街市	○			○	11,000	11,000															学用品費・通学用品費について、年度途中から認定された者および年度途中で認定解除された者は、月割で支給しています。（認定届出日翌日（月曜）～年末まで。
千葉県	印西市																					・学用品費と通学用品費は合算で上限額（11,500円）を設定。 ・通学費０円 → 対象者がいなかったため
千葉県	白井市																					・通学用品費は、２年生以上の児童に支給。
千葉県	富里市	○			○	11,000	10,725					○			○	15,000	0				実績なし	
千葉県	南房総市	○			○	11,000	10,762					○	○	0							実績なし	
千葉県	匝瑳市																					
千葉県	香取市																					
千葉県	山武市	○	○	15,643								○			○	12,000	0					
千葉県	いすみ市											○			○	15,000	13,367					
千葉県	大網白里市																					
千葉県	酒々井町										事業なし。											
千葉県	栄町																					

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	2	26	25	25	1	1	1	0	0	0	17	54	45	45	8	8	8	1	1	0	3	17	3	3	13	13	13	1	1	0	4	16	1	1	10	10	10	4	4	2	8	10
千葉県	神崎町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	21,861								○						○	55,599															○			○	14,000	0					
千葉県	多古町	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							スクールバス又は徒歩での通学のため	○	○	0							修学旅行なし	○			○	11,000	0				修学旅行なし	○						○	16,800			
千葉県	東庄町	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	22,690																									
千葉県	九十九里町	○			○	11,630	11,106					○						○	57,060													○			○	22,690	22,690																									
千葉県	芝山町	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	22,690					○			○	11,000	11,000														
千葉県	横芝光町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	31,204																○						○	12,000			
千葉県	一宮町	○						○	11,630		4月に年間支給をしているが、年度途中での認定者は月割り支給をしている。	○						○	57,060													○	○	55,994																															
千葉県	睦沢町	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	25,571								○	○	11,800																		
千葉県	長生村	○						○	11,630			○						○	51,110													○			○	70,000	29,911																	○			○	15,000	10,218					就園費については対象外なし。 ・日本エポック国際センター共済会総会については支給外
千葉県	白子町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	25,659								○			○	11,000	11,000				予算計上単価	○								○	1世帯につき 14,000円	
千葉県	長柄町	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	30,008								○			○	11,000	11,000														
千葉県	長南町	○						○	11,406			○						○	57,060													○	○	31,920								○			○	11,000	11,000														
千葉県	大多喜町	○			○	11,630	11,630					○						○	57,060			○	○	66,100								○	○	31,417																											就園費については、子ども・就園費助成制度があり、支給していない。

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	2
千葉県	御宿町	○						○	11,630			○						○	54,060		
千葉県	鋸南町	○			○	11,630	0					○			○	63,000	0				

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	26	25	25	1	1	1	0	0	0	17	54	45	45	8	8	8	1	1	0	3
千葉県	御宿町	○	○	0							実績なし	○	○	21,500							
千葉県	鋸南町	○	○	0								○	○	0							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
54	54	17	3	3	13	13	13	1	1	0	4	16	1	1	10	10	10	4	4	2	8
千葉県	御宿町																				
千葉県	鋸南町																				

都道府県	市区町村名	（2）補足事項
54	54	10
千葉県	御宿町	
千葉県	鋸南町	

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

| 都道府県 | 市区町村名 | 学用品費 | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | （２）補足事項 |
|---|---|---

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
54	54	54	0	0	9	9	9	45	45	0	8	54	0	0	4	4	4	50	50	0	1	25	24	24	1	1	1	0	0	0	13	54	46	46	8	8	8	0	0	0	2	17	3	3	13	13	13	1	1	0	2	16	1	1	10	10	10	4	4	1	8	10
千葉県	神崎町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	67,041																○			○	14,000	0				
千葉県	多古町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							自転車又は徒歩での通学のため	○	○	55,059								○			○	8,800	8,800					○						○	16,800			
千葉県	東庄町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910																							
千葉県	九十九里町	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000													○			○	60,910	60,910																							
千葉県	芝山町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	48,000					○			○	10,000	8,800													
千葉県	横芝光町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	75,203																○						○	12,000			
千葉県	一宮町	○						○	22,730		4月に年間検査をしているが、検査後やその結果者は対象が実施をしていない。	○						○	63,000													○	○	61,287																															
千葉県	睦沢町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	64,500								○	○	14,215																		
千葉県	長生村	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	70,000	69,674															○			○	15,000	10,051					・日本ボーイ隊興村ボ共済負担金については全額
千葉県	白子町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,948								○			○	8,000	8,000			予算計上単価		○									1世帯につき14,000円	
千葉県	長柄町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	71,500								○			○	10,000	8,800													
千葉県	長南町	○						○	22,020			○						○	63,000													○	○	64,409								○			○	8,800	8,800													
千葉県	大多喜町	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000			○	○	167,180								○	○	74,844																									医療費については、子ども医療費助成制度があり、支給していない。

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
54	54	2
千葉県	千葉市	
千葉県	銚子市	
千葉県	市川市	新計各家家庭からの就学援助の申請については、特別認定という制度を手引きに定め、各家庭の事情を踏みての適用を行っている。
千葉県	船橋市	
千葉県	館山市	
千葉県	木更津市	
千葉県	松戸市	
千葉県	野田市	
千葉県	茂原市	
千葉県	成田市	
千葉県	佐倉市	
千葉県	東金市	
千葉県	旭市	・事業継続の認定基準について 生活保護の基準額（生活費の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）の改廃について、通常は、3倍だが、収入基準額以上の世帯収入額がある世帯で、一人親世帯（母子・父子家庭）と相対的に事業収益の設定を受けていた世帯については、保護者も1倍に読み替えて再判定する。 ・就学援助費の申請（一人当たり年間金額額）について 小・中学校とも、学校給食費の非常食設置分を給食費の対象外としているが、理由は以下のとおりである。 理由：令和５年度は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により令和５年７月から令和６年３月までの３ヶ月間給食費の無償化を実施したが、令和６年度は、無償化は実施せず、また物価高騰による保護者負担増に伴い令和６年度より給食費を値上げし、給食費の保護者負担の軽減を就学援助費で支給したため。

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
54	54	2
千葉県	習志野市	
千葉県	柏市	
千葉県	勝浦市	
千葉県	市原市	
千葉県	流山市	
千葉県	八千代市	
千葉県	我孫子市	
千葉県	鴨川市	
千葉県	鎌ヶ谷市	
千葉県	君津市	
千葉県	富津市	
千葉県	浦安市	
千葉県	四街道市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
54	54	2
千葉県	柏ケ浦市	
千葉県	八街市	
千葉県	印西市	
千葉県	白井市	
千葉県	富里市	
千葉県	南房総市	
千葉県	匝瑳市	
千葉県	香取市	
千葉県	山武市	
千葉県	いすみ市	
千葉県	大網白里市	
千葉県	酒々井町	
千葉県	栄町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
54	54	2
千葉県	神崎町	
千葉県	多古町	
千葉県	東庄町	
千葉県	九十九里町	
千葉県	芝山町	
千葉県	横芝光町	
千葉県	一宮町	
千葉県	睦沢町	
千葉県	長生村	
千葉県	白子町	
千葉県	長柄町	
千葉県	長南町	
千葉県	大多喜町	

都道府県	市区町村名	6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
54	54	2
千葉県	御宿町	
千葉県	鋸南町	